

令和4年度困難を抱える女性に向けたアウトリーチ型相談支援事業企画運営業務委託 仕様書

1 業務名

令和4年度困難を抱える女性に向けたアウトリーチ型相談支援事業企画運営業務

2 業務の目的

貧困や孤立、性被害などのリスクを抱えるものの、様々な事情で支援機関につながっていない10代から20代の若年期を含めた女性を適切な相談・支援につなげることを目的として、アウトリーチ相談・支援を行うもの。

3 期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 実施場所

仙台市内

5 業務内容

(1) 対象者

貧困や孤立、性被害などのリスクを抱えるものの、様々な事情で支援機関につながっていない10代から20代の若年期を含めた女性。

(2) 実施事業

対象者を適切な相談・支援につなげるため、以下に挙げる事業例を参考に、より効果的な事業を企画し実施すること。

【事業例】

- ・相談対応可能な居場所づくり（カフェ風など）
- ・国分町等繁華街での夜回り
- ・訪問等による相談対応
- ・公的機関等への同行支援

※上記事業例に捉われず、その他さまざまな切り口からの企画を検討すること。

(3) 会場

会場を要する事業を実施する場合、対象者が来場にハードルを感じにくい会場を選定すること。なお、会場使用料は原則として委託料に含めるものとする。

(4) 広報

実施する事業において最も対象者に届くと考えられる媒体を選定の上、効果的な広報を行うこと。なお、広報に係る費用は原則として委託料に含むものとする。

(5) 関係機関等との連携体制強化

対象者が適切な行政等の支援（福祉施策・自立支援・就業支援施策など）につながるよう、関係機関との連携体制の強化に努めること。

(6) 報告書の作成

本業務の実施結果について報告書に取りまとめ提出すること。また、仙台市ホームページ公開用として、個人情報等の記載のない内容の報告書を同様に作成し提出すること。

なお、両報告書のデータも併せて納品すること（データの提出媒体はCD-Rとする）。

6 スケジュール概要

令和4年7月21日	・公募開始
〃 8月下旬	・プロポーザル審査会
〃 9月上旬	・業務委託契約締結
〃 9月～令和5年3月	・事業準備～実施
令和5年3月	・報告書の作成～提出

7 秘密の保持・個人情報の取扱い

- ・本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項の情報保持については十分に留意し、委託者の了解なく外部に開示してはならない。
- ・本業務において知り得た個人情報については、速やかに委託者に提出し、複写、複製はしてはならない。
- ・別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務中に知り得た個人情報は、一切の漏洩を禁止する。

8 成果物等の帰属

本業務において作成された資料等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）及び成果物の所有権は委託者に帰属するものとし、受託者は許可なく使用してはならない。

9 留意事項

- ・受託者は本業務の円滑な実施のために、本業務の委託開始から終了までの間、業務の進捗状況を委託者に定期的に報告すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインに基づき、適切な感染予防対策を行うこと。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、当初計画していた事業実施日程から延期または中止が必要と考えられる場合は、委託者との協議の上決定すること。
- ・受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<https://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- ・本業務に関する苦情が発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。また、受託者が対応できない苦情が発生した場合は、迅速に委託者に報告し、対応を協議すること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び業務の詳細について疑義が生じた場合は、委託者・受託者双方協議の上決定することとする。